

平成20年度予算編成方針

平成19年10月23日
企画審議会決定

本年6月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、以下の「健全化判断比率」を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととなりました。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

また、健全化判断比率のうちいずれかが「早期健全化基準」以上の場合には、「財政健全化計画」を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。さらに比率が「財政再生基準」以上の場合には「財政再生計画」を議会の議決を経て定めなければなりません。「財政再生団体」になると財政再生計画に総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業債など一部を除き起債ができなくなります。基準は年内にも公表される予定となっておりますので、大いに注目する必要があります。指標の一つである実質公債費比率は22.1%であり、県内市町村の平均19.0%を上回り、県内で2番目に高い数値となっています。本年度策定した公債費負担適正化計画におきましては、実質公債費比率は今後も少しずつ上昇を続け、平成21年度に23.6%とピークを迎え、その後徐々に減少し18%を下回るのは平成27年度と予想されるところです。この実質公債費比率を低下させるための即効性のある有効な対処法は無いことから、今後の新規建設事業は公債費負担適正化計画に沿って進められることとされているため抑制せざるを得ません。

また、経常一般財源に占める経常的経費充当一般財源の割合である経常収支比率は、98.8%と県内市町村の平均90.7%を大きく上回り、県内で最も高い数値となりました。経常収支比率は財政の硬直度を示す指数であると言われます。指数を下げ、臨時の財政需要に少しでも余裕を持たせるためには経常経費を抑制する政策を継続して行うしかありません。

次に、本年 8 月に発表された地方財政収支仮試算によれば、地方交付税が 4.2%の減、臨時財政対策債が 15.5%の減となっており、両者の合計は 5.9%の減となっています。これは最近 4 年間で最大の減少率になっているところです。地方全体で見れば税収が伸びていることから、地方交付税等が抑制されているのですが、税収の伸びが思わしくない地方団体にとっては、「安定的な一般財源総額の確保」とは程遠い現状となっています。この増減率を本市に当てはめてみますと地方交付税と臨時財政対策債との合計で 4 億 5 千万円の減となります。

本市を取り巻くこのような厳しい財政状況を十分に考慮しながら、将来にわたって持続可能な財政運営を目指すため、歳入においては、国に対する税財源の確保を継続的に働きかけ、歳出においては、経常的経費の節減を一層図りつつ、新規事業については原則認めないこととし、施策方針に基づき事務事業における昨年度の振り返り（評価）を行うとともに、公債費負担適正化計画及び財政健全化計画に基づいた取り組みを進めます。

教育長

各部・局長 様

各課・所長

総務部長

平成20年度予算編成留意事項について（通知）

平成20年度予算については、下記事項に十分留意のうえ予算要求を行ってください。

1 一般事項

- (1) 来年度も本年度同様、非常に厳しい財政状況にあり、一般財源の減額は免れ得ない状況にあるので、各部局内でよく調整した上で予算要求を行うこと。その際、事業の目的妥当性・有効性・効率性等を充分考慮すること。
- (2) 廃止・減額を決定した事業については、関係諸団体に早急に連絡をすること。（関係諸団体においても予算を組まなければならない。）
- (3) 国・県の予算、地方財政計画等が決定していないので、原則として現行行財政制度に基づき、年間予算を編成するものとする。
- (4) 歳入については、合理的な財源の確保を図り、歳出においては財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、併せて受益者負担の原則に基づき、行政コスト等を考慮し節度ある財政運営を堅持すること。
- (5) 予算の補正は、制度改正を伴うもの及び災害関係経費等、真にやむをえないものについてのみ行うものとする。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済の動向を十分勘案するとともに、現行制度及び現況の所得状況を見極め、確実な年間収入見込額を計上し、税負担の公平を期するため、課税客体の把握に遺漏なきよう留意し収納率の向上に最善の努力を払うこと。
- (2) 分担金・負担金については、事業の性格及び実施規模並びに受益の限度等を十分検討して確実な見込額を計上すること。
- (3) 使用料・手数料は、適正単価を再検討のうえ、過去の実績を踏まえて確実な見込額を計上すること。
- (4) 国・県支出金については、現行制度、施策等事業ごとの補助制度を十分研究し、地方負担に影響するような事業費補助金を安易に受けないこと。また交付基準に基づき超過負担とならないよう積算等に十分留意して確実に計上すること。
- (5) 財産収入については、財産の現況を的確に把握し効率的な活用に努めると共に、周知な処分計画に基づき算定すること。
- (6) 諸収入については、前年度実績を検討し確実な見込額を計上すること。
- (7) 市債については、国の地方債計画・許可方針・課長内かん及び充当率等を十分検討し、的確な見込額を計上すること。

(8) 各科目を通じて過大見積もりを避け、不確実な財源を計上しないこと。

3 歳出に関する事項

(1) 厳しい財政状況の中、平成19年度の水準以上の事務・事業の実施が困難なことを充分考慮に入れ、特別な理由がないかぎり、平成19年度査定額の単価・数量を増加させないこと。

(2) 人件費については、平成19年11月1日現在の現員・現給を基準として算出すること。

(3) 賃金については、業務別、年間所要人員を職員課に報告するものとし、十分協議して計上すること。特に年度中途の増員は、原則として認めないこと。

また、事務の合理化、部・課内の協力体制の確立を図る等、内部努力し安易に臨時職員等の雇用をしないこと。

(4) 旅費については、各種団体が行う総会・研修会等への単なる参加はさけ行政効果を十分考慮のうえ計上すること。

(5) 需用費については、下記の措置を創意と工夫をもって行うこと。

ア 各種消耗品は、使用節減の方策を樹立するとともに、文具等は、手持ち物品の使用に努め、公私の別を明らかにすること。

イ 情報の収集についてはインターネットを積極的に利用し、利用頻度の少ない書籍は購読を中止すること。

ウ 電気、ガス、水道など光熱水費の使用抑制をはかること。

エ 各種会議については、極力会議時間の短縮に努め、資料及び昼食等を削減すること。

オ 市民周知には、「市報」の掲載を広く取り入れるなど合理化を図り、印刷物の作成は真にやむを得ないものに限ること。

カ 会議終了後の懇親会等への出席者負担金の公費支出は認めないこと。

(6) 義務的経費（扶助費・公債費・債務負担行為に係る経費）については、制度の改正と対象の実態を的確に把握し、年間所要額を計上すること。

(7) 補助金及び交付金の増額は認めないこと。なお、少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については、廃止すること。

(8) その他

ア 会議等の参加負担金（内訳が不明確なもの）は、19節「負担金」に計上すること。

イ 公用車の点検修理等については、一括需用費・修繕料に計上すること。

ウ 電子複写機等の経費については、リースの場合は、機械借上代及びパフォーマンス契約料を一括使用料及び賃借料・機械借上料へ、買取の場合の保守点検料は、役務費・手数料に計上すること。

エ 賞品等で謝意・奨励・表彰の意味合いの強い経費は、報償費に計上すること。

オ 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、光熱水費に計上すること。

4 特別会計に関する事項

独立採算を原則とすることとし、その他は、前記のとおりとする。

5 予算要求の積算について

- (1) 積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事については、概算設計書を添付すること。
- (2) 資料がある場合は、PDF化してメールにて提出するとともに、要求書にその要点・算出基礎を簡潔に記載し、要求書のみによっても事業の内容が明らかになるよう配慮すること。
- (3) 消費税等については、税込額で積算すること。
- (4) 予算の見積りは、別途通知する「平成20年度予算単価表」によるほか、法令、条例に定める額または、平成19年度の実施単価等を勘案し、合理的な積算をすること。

6 予算要求の入力等について

- (1) 入力期限 平成19年11月30日（金）（期限厳守のこと。）
- (2) 予算編成の日程
 - ・ヒアリング 平成19年12月中旬から平成20年1月中旬（予定）
（担当課による説明は、平成20年度新規事業及び平成19年度と比べて大きく変更のあった事業を中心に行うこと。）
 - ・財政課長査定 平成20年1月中旬（予定）
 - ・総務部長査定 平成20年1月下旬（予定）
 - ・市長査定 平成20年2月上旬（予定）
- (3) 「算出根拠等」に入力する新規の項目については行の先頭に（新）と記入のこと。

7 予算編成過程の公開

予算編成過程を市のホームページ上で公開する取組みについて、本年度も予算要求の段階から公開を行う。

8 新財務会計システムに係る注意事項

- (1) 入力期間 平成19年10月29日（月）～11月30日（金）
新規予算科目の設定については、課ごとに取りまとめの上、11月26日（月）までに報告のこと。報告様式は「新規予算科目設定報告様式」によること。
- (2) 事業概要、事業目的については必ず入力すること（予算編成中、事業概要登録にて入力のこと）。なお、事業目的には平成18年度事務事業評価シートの3枚目の評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）について記載すること。また充当については、前年充当を参考に入力のこと。
- (3) 平成19年度当初で入力の科目については短縮コード入力を、新規科目については科目コード入力で行うこと。